

事務事業マネージメントシート

作成日 平成23年04月27日

事務事業名	特別障害者手当等給付事業			担当	健康福祉部 福祉課 障害者福祉係					
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			電話番号	0285-83-8129				
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援			<input type="checkbox"/>	実施計画上の主要事業				
基本事業名					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ				
法令根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律同法施行令同法施行規則					<input type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 昭和61年度~)				
予算科目	1.一般会計	3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(年度~年度)				
事業概要	身体又は精神に著しく重度の障がいを有する者に、手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としている。特別障害者手当:身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の障がい者に対して、月額26,440円を2・5・8・11月に給付。障害児福祉手当:身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の障がい者に対して、月額14,380円を2・5・8・11月に支給。福祉手当(経過的):昭和61年4月1日の法改正に伴い廃止された福祉手当の受給資格を有する20歳以上の方で、特別障害者手当及び障害者基礎年金を受給できない障がい者に対して、月額14,380円を2・5・8・11月に支給。いずれも所得制限あり。									

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段(主な活動) 22年度実績 特別障害者手当等対象者から申請を受け、認定事務を行い、支払いをする。	⑤活動指標(事務事業の活動量を表す指標)の推移						
	名称	単位	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)
23年度計画 前年度同様。平成23年度は、物価の変動により手当の額改定を実施。 特別障害者手当 26,440円 26,340円 障害児福祉手当 14,380円 14,330円 福祉手当(経過的) 14,380円 14,330円	ア 特別障害者手当申請者数	人	45	36	53	55	64
	イ 障害児福祉手当申請者数	人	28	32	31	30	50
②対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等 身障手帳1・2級所持者 療育手帳A1・A所持者	ウ 福祉手当(経過的)申請者数	人	3	3	2	2	2
	エ						
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 障がい者の所得保障と、重度の障がいにより必要とされる負担の軽減を図る	オ						
	⑥対象指標(対象の大きさを表す指標)の推移						
④結果(どんな結果(上位施策)に結びつけるのか) 精神的、身体的、経済的に自立してもらう・積極的に社会参加してもらう	名称	単位	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)
	ア 身障手帳1・2級	人	966	970	1,308	1,314	1,340
⑤成果指標(対象における意図された対象の程度)の推移 障がい者の所得保障と、重度の障がいにより必要とされる負担の軽減を図る	イ 療育手帳A1・A	人	60	65	80	85	87
	ウ						
⑥上位成果指標(結果の達成度を表す指標)の推移 精神的、身体的、経済的に自立してもらう・積極的に社会参加してもらう	エ						
	オ						
(2) 総事業費の推移		単位	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(見込)
投 入 量	事業費	国庫支出金	千円	15,209	13,817	16,872	17,076
	財源内訳	県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	5,299	4,908	5,471	5,925
		事業費計(A)	千円	20,508	18,725	22,343	23,001
人 件 費	正規職員従事人數	人		1	1	1	0
	延べ業務時間	時間		60	60	73	75
	人件費計(B)	千円		251	251	296	320
トータルコスト(A)+(B)			千円	20,759	18,976	22,639	23,321
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等							
①この事務事業を開始したきっかけは何か? いつごろどんな経緯で開始されたのか?		精神又は身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、最重度の障がい者等については、その負担の軽減を図る一助として昭和61年4月から開始された。					
②事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法等)はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?							
③この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?							

2. 1次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか?	<input type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直し余地がある 手当てを支給することで負担の軽減を図ることは、障がい者の自立の支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? ・税金を投入して達成する目的か?	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められているので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか? ・意図を限定・拡充すべきか?	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 対象を見直す必要がある <input type="checkbox"/> 意図を見直す必要がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められているので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか? ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか?	<input type="checkbox"/> 向上余地はない <input type="checkbox"/> 向上余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行っているので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?	<input type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて行っているので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか?	<input type="checkbox"/> 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） <input type="checkbox"/> 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか?	<input type="checkbox"/> 他の事業と統合・連携ができる <input type="checkbox"/> 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか? (仕様や工法の適正化、住民の協力など)	<input type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行っているので削減することができない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がない <input type="checkbox"/> 削減余地がある 最小限の人員で行っているので、人件費の削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? ・受益者負担が公正・公平になっているか?	<input type="checkbox"/> 公正・公平である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し (<input type="checkbox"/> :目的妥当性 <input type="checkbox"/> :有効性 <input type="checkbox"/> :効率性 <input type="checkbox"/> :公平性) <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr></thead><tbody><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持																							
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の2次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合 <input type="checkbox"/> 記述説明不足（説明責任不充分） <input type="checkbox"/> 評価内容が客観性を欠く <input type="checkbox"/> 評価内容は客観的と言える	(5) 改革・改善による期待成果 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr></thead><tbody><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持				低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持																							
	低下																							
(2) 2次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり																								
(3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）																								
(4) その他2次評価会議で指摘された事項																								